

平成26年度診療報酬改定に向けた医療技術の評価・再評価 に係る評価方法等について（案）

概要

これまでの診療報酬改定では、新規医療技術の評価及び既存技術の再評価にあたり、学会等から提出された技術評価提案書を参考に、中央社会保険医療協議会診療報酬調査専門組織の医療技術評価分科会において検討を進め、中央社会保険医療協議会総会へ報告を行ってきた。

平成26年度改定においても、学会等から新たな医療技術や再評価すべき既存技術について、有効性・安全性等を踏まえた技術評価提案書の提出を求め、それらを参考に、医療技術評価分科会において評価・検討を進めてはどうか。

その際、平成26年度改定では、従前と同様の評価を行うこととするが、対象技術の範囲の拡大や、新しい技術と相対的に古い技術を整理する観点等から様式の一部変更を行うこととしてはどうか。

【評価の方法】

関係学会提案



参考: 前回改定時は985件(重複を含む)

医療技術評価分科会

【会議の事前作業】

- ・外部有識者の意見を踏まえ専門的観点から当該技術に関する評価案を作成する。



【会議】

- ・医療技術評価分科会において、技術の概要と評価案を示し、分野横断的な幅広い観点から評価を実施する。



中医協へ報告

【具体的内容】

1. 評価の対象技術

医療技術評価分科会における評価対象技術は、原則、医科診療報酬点数表第2章特掲診療料第2部 在宅医療から第13部 病理診断、又は歯科診療報酬点数表第2章特掲診療料第2部 在宅医療から第14部 病理診断に該当する技術として評価されている又はされることが適当な医療技術とする。

ただし、医科診療報酬点数表第2章特掲診療料第1部 医学管理等及び歯科診療報酬点数表第2章特掲診療料第1部 医学管理等の中で、評価及び再評価すべきとエビデンスをもって提案できる技術も対象に加えることとする。

医学管理等の提案は、原則として、医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができるものに限る。

2. 医療技術評価提案書の提出

新たな医療技術や再評価が必要と考えられる医療技術について、有効性、安全性、技術的成熟度、倫理性・社会的妥当性、普及性、既存の技術と比較した効率性等に関して、根拠を含め記載した評価提案書の提出を学会等（*）に求める。

* 学会等とは、日本医学会分科会、内科系学会社会保険連合、外科系学会社会保険委員会連合又は日本歯科医学会分科会（認定分科会含む）の何れかに属する学会、日本薬学会、並びに看護系学会等社会保険連合とする。

提案書様式の変更点

前回の医療技術評価提案書の様式から、今回変更した主な点は以下の通りである。

- ① 担当者氏名、連絡先等を提案書本体から分離し、表紙に移行
- ② 提案した技術に関連して、減点や削除が可能な技術を記載する欄を設置
- ③ 【詳細版】に当該技術に使用する医薬品又は医療機器、体外診断薬について記載する欄を設置（体外診断薬を新たに追加）
- ④ 保険既収載技術用の【詳細版】を新たに設定

3. 実施スケジュール

学会等における評価提案書の作成、医療技術評価分科会での評価等に必要な時間を確保する観点から、下記のスケジュールで実施することとしてはどうか。

平成 25 年 3 月上旬	提案書配布
6 月中旬	提出締め切り、重複・薬事法承認などの確認
8～10 月	専門的観点を踏まえ、評価案を作成
10 月以降	評価案をもとに医療技術評価分科会で評価 評価結果を中央社会保険医療協議会総会に報告